

## ローンカード規定

### 1. (カードの利用)

(1) ローンカードは、次の取引に利用することができます。

① 当組合および当組合がオンライン現金自動預金支払機（以下「預金支払機」といいます）ならびに現金自動支払機（以下「支払機」といいます）の共同利用による現金支払業務を提携した金融機関（以下「提携金融機関」といいます）の預金支払機または支払機（以下預金支払機と支払機をあわせて「預金支払機等」といいます）を使用して、カードローンの貸越を受ける取引（以下「払戻し」といいます）。

② 当組合の預金支払機を利用してカードローンの貸越を返済する取引（以下「入金」といいます）。

③ 当組合および提携金融機関の預金支払機等を利用してカードローンの貸越残高照会等、当組合が定める取引。

(2) 当組合の窓口でローンカードにより払戻しまたは入金することができます。

(3) 前項による取扱いは、当組合所定の用紙に氏名、金額、暗証番号等を記入のうえ、ローンカードとともに提出してください。

### 2. (預金支払機等による払戻し)

(1) 預金支払機等を利用して払戻すときは、預金支払機等にローンカードを挿入し、届出の暗証番号と払戻し金額をディスプレイにより操作してください。

(2) 預金支払機等による払戻しは、預金支払金等の種類により当組合または利用する提携金融機関が定めた金額単位とし、1回あたりの払戻しは当組合または利用する提携金融機関が定めた金額の範囲内とします。

### 3. (預金支払機による入金)

(1) 預金支払機を利用して入金するときは、預金支払機にローンカードおよび現金を挿入して操作してください。

(2) 預金支払機による入金は、預金支払機の種類により当組合または利用する提携金融機関が定めた種類の紙幣に限ります。1回あたりの入金は当組合または利用する提携金融機関が定めた枚数による金額の範囲内とします。

### 4. (預金支払機等の利用手数料)

(1) 当組合または提携金融機関の預金支払機等を利用して払戻す場合に、当組合または提携金融機関が預金支払機等利用手数料（以下「利用手数料」といいます）を定めているときは、所定の利用手数料を支払っていただきます。

(2) 当組合の預金支払機等を利用して払戻した場合、当組合は前項の利用手数料を払戻し時に貸越元金に組み入れることにより払戻したうえ、自動的に支払を受けます。提携金融機関を利用した場合は、提携金融機関の請求にもとづき、同様に利用手数料を払戻したうえ、当組合から提携金融機関に支払います。

(3) 払戻金額と利用手数料との合計額が、払戻すことのできる金額を超えるときは払

戻すことができません。

#### 5. (預金支払機等の故障時等の取扱い)

(1) 停電、故障等により預金支払機等による取扱いができないときは、窓口営業時間内に限り、当組合が定めた金額を限度として、当組合の窓口でローンカードにより払戻し、または入金することができます。ただし、提携金融機関の窓口ではこの取扱いはいたしません。

(2) 前項による払戻しを受ける場合には、当組合所定の払戻請求書に氏名、払戻金額および届出の暗証番号を記入のうえ、ローンカードとともに提出してください。また入金する場合には、当組合所定の入金票に氏名、入金額を記入の上、現金およびローンカードとともに提出してください。

#### 6. (ローンカードの紛失、届出事項の変更等)

(1) ローンカードを失ったとき、または氏名、暗証番号その他の届出事項に変更があったときは、直ちに本人から書面によって当組合に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当組合は責任を負いません。

(2) ローンカードを失った場合のローンカードの再発行は、当組合所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおくことがあり、また保証人を求めることがあります。

(3) ローンカードの再発行にあたっては、当組合の定める発行手数料を支払っていただきます。

#### 7. (暗証番号照合等)

(1) 当組合の預金支払機等により、ローンカードを確認し、預金支払機等操作の際使用された暗証番号と届出の暗証番号との一致を確認して払戻したうへは、ローンカードまたは暗証番号につき偽造、変造、盗用その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当組合は一切責任を負いません。なお、提携金融機関の預金支払機等により払戻した場合、当組合及び提携金融機関の責任についても同様とします。

(2) 当組合の窓口において、ローンカードを確認し、払戻請求書、諸届その他の書類に使用された暗証番号と届出の暗証番号との一致を確認のうえ取扱いした場合にも、前項と同様とします。

#### 8. (預金支払機等の操作等)

預金支払機等の利用は、所定の要領に従って正しく操作してください。預金支払機等の利用に際し、金額等の誤操作により発生した損害については当組合は一切責任を負いません。

#### 9. (解約等)

(1) カードローン契約を解約する場合には、直ちにローンカードを当組合に返却してください。

(2) ローンカードの改ざん、不正使用等、当組合がローンカードの利用を不適当と認めた場合には、その利用をおことわりすることがあります。この場合、当組合からの請求があ

り次第直ちにローンカードを当組合に返却してください。

10. (譲渡、質入れの禁止)

ローンカードは、譲渡、質入れまたは貸与することはできません。

11. (規定の準用)

この規定に定めのない事項については、カードローン契約書の各条項により取り扱います。

以 上